

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

- 鳥獣保護区の設定
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定
- 休猟区の設定
- 銃猟禁止区域の設定
- 鳥獣保護区の存続期間の更新

告 示

鳥取県告示第九百四十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
鷺峰山 鳥獣保 護区	気高郡鹿野町に所在する国有林鳥取事業区鷺峰山国有林の一一一林班、一一二林班、一一五林班及び一一六林班の区域並びに鳥取市に所在する国有林鳥取事業区猪呼谷国有林の一一三林班及び一一四林班の区域	昭和五十八年十一月一日から 昭和六十八年十月三十一日まで	五九六 ヘクタール
高鉢山 鳥獣保 護区	八頭郡佐治村に所在する国有林鳥取事業区山王谷国有林の九三林班及び九四林班の区域並びに八頭森林計画区の（佐治村）に係る三一林班の、I 小班並びに三二林班のD 小班及びE 小班的区域	昭和五十八年十一月一日から 昭和六十八年十月三十一日まで	三〇二 ヘクタール

鳥取県告示第九百四十四号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年

農林省令第百八号)第二十一条において準用する同規則第二十條の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存 続 期 間	面 積
三徳山 鳥獣保 護区特 別保護 地区	東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一〇一〇、一〇一一一及び一〇一一二ただし、文殊堂、地藏堂、鐘樓納経堂、観音堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。	昭和五十八年十一月一日から昭和六十八年十月三十一日まで	五五 ヘクタール

鳥取県告示第九百四十五号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九條の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十六條の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	期 間	面 積
岩常休 猟区	岩美町と福部村との境界線と国道九号との交差する地点(駟馳山峠)を起点とし、同所から同国道を東方に進み、県道下木原岩美停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道池谷福部停車場線に至り、同県道を南西に進み、岩美町と福部村との境界に至り、同境界を北方及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十八年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	一、一三〇 ヘクタール
国府休 猟区	国府町と郡家町との境界線と県道麻生国府線との交差する地点を起点とし、同所から同県道を北方及び北東に進み、県道鳥取国府岩美線に至り、同県道を南東に進み、県道国府八東線に至り、同県道を東方に進み、農免道路土地線に至り、同農免道路を東方及び南西に進み、国府町と郡家町との境界に至り、同境界を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十八年十一月一日から昭和六十一年十月三十一日まで	一、五〇五 ヘクタール

<p>水根休 猟区</p>	<p>八頭郡河原町大字曳田地内の県道 杣小屋曳田線と県道鷹狩渡一本線と の交差点を起点とし、同所から、県 道鷹狩渡一本線を南東に進み、県道 八日市釜口線に至り、同県道を東方 に進み、国道五十三号に至り、同国 道を南方に進み、河原町と用瀬町と の境界に至り、同境界を南西に進み、 河原町と佐治村との境界に至り、同 境界を西方に進み、町道神馬津無線 に至り、同町道を北西及び北東に進 み、県道中井小河内用瀬線に至り、 同県道を北東に進み、県道杣小屋曳 田線に至り、同県道を北東に進み起 点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十八年十 月一日から 昭和六十一年十 月三十一日まで</p>	<p>一、七〇〇 ヘクタール</p>
<p>三王休 猟区</p>	<p>八頭郡佐治村大字尾際地内の県道 江府中和用瀬線の平六橋を起点とし、 同所から同県道を西方に進み、村道 呑谷線に至り、同村道を北方に進み、 村道尾際線に至り、同村道を西方に 進み、村道旅行村線に至り、同村道 を北方に進み、佐治川に至り、同河 川左岸を南西に進み、佐治川ダムに 至り、同所から佐治川ダム管理道を</p>	<p>昭和五十八年十 月一日から 昭和六十一年十 月三十一日まで</p>	<p>一、九二八 ヘクタール</p>
<p>竈山休 猟区</p>	<p>八頭郡智頭町大字智頭地内の国道 五十三号と県道津山智頭八東線との 交差点を起点とし、同所から同県道 を南西に進み、県道大高下口波多線 に至り、同県道を北西に進み、智頭 町大字波多から用瀬町大字安蔵山口 部落に通ずる山道（通称安蔵みち） に至り、同山道を北方に進み、智頭 町と用瀬町との境界に至り、同境界 を東北に進み千代川に至り、同川左</p>	<p>昭和五十八年十 月一日から 昭和六十一年十 月三十一日まで</p>	<p>一、七〇〇 ヘクタール</p>
<p>竈山休 猟区</p>	<p>八頭郡智頭町大字智頭地内の国道 五十三号と県道津山智頭八東線との 交差点を起点とし、同所から同県道 を南西に進み、県道大高下口波多線 に至り、同県道を北西に進み、智頭 町大字波多から用瀬町大字安蔵山口 部落に通ずる山道（通称安蔵みち） に至り、同山道を北方に進み、智頭 町と用瀬町との境界に至り、同境界 を東北に進み千代川に至り、同川左</p>	<p>昭和五十八年十 月一日から 昭和六十一年十 月三十一日まで</p>	<p>一、七〇〇 ヘクタール</p>

<p>岸を上流に向かつて進み、市瀬橋に至り、同所から町道市瀬新道線を北東に進み、国道五十三号に至り、同国道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>要害山 休林区</p> <p>東伯郡関金町大字関金宿地内の国道三百十三号と県道下米積関金線との交差点を起点とし、同所から同国道を南西に進み、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を西方に進み、国有林倉吉事業区蛭山国有林の四十九林班と同国有林五十林班との林班界（中赤山山頂）に至り、同林班界を北東に進み、蛭山国有林から併用林道清水線に通ずる清水作業路に至り、同作業路を北方に進み、併用林道清水線に至り、同林道を北東に進み、町道清水線に至り、同町道を北東に進み、県道倉吉江府溝口線に至り、同県道を北東に進み、県道下米積関金線に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十一年十月三十一日まで</p>	<p>二、〇八六 ヘクタール</p>
<p>赤碕西 休林区</p> <p>東伯郡赤碕町大字赤碕地内の町道福留線と町道梅田選果場線との交差点を起点とし、同所から町道福留線を南方に進み、県道高岡赤碕停車場線に至り、同県道を南方に進み、県道倉吉赤碕中山線に至り、同県道を南西及び北西に進み、甲川（鶯橋）に至り、同河川右岸を北東に進み、県道赤碕大山線（山王橋）に至り、同県道を北方に進み、町道梅田尾張線に至り、同町道を北方に進み、町道梅田選果場線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>淀江休 林区</p> <p>西伯郡大山町末長地内の国鉄山陰本線と県道大山口停車場線との交差点を起点とし、同所から同県道を北東に進み、県道大山口停車場大山線に至り、同県道を南東に進み、大山地区広域農道に至り、同農道を南西に進み、町道福岡本宮線に至り、同町道を南東に進み、市道尾高岡成赤松線に至り、同市道を西方に進み、大山第二地区広域農道に至り、同農</p>	<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十一年十月三十一日まで</p>	<p>二、二八五 ヘクタール</p>
<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十一年十月三十一日まで</p>	<p>一、八八五 ヘクタール</p>		

<p>溝口休 狹区</p>	<p>道を南方に進み、大江山麓開拓建設事業日下原支線に至り、同支線を北西に進み、市道浅山新良路線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高石田日下線に至り、同市道を北西に進み、県道淀江岸本線に至り、同県道を北西に進み、市道尾高上泉線に至り、同市道を北東に進み、県道尾高淀江線に至り、同県道を北東に進み、県道赤松淀江線に至り、同県道を北東に進み、町道稲吉福頼線に至り、同町道を西方に進み、町道亀甲西尾原線に至り、同町道を西方に進み、荒松橋に至り、同所から塩川を北西に進み、国鉄山陰本線に至り、同鉄道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十一年十月三十一日まで</p>	<p>一、六二〇 ヘクタール</p>
<p>笠木休 狹区</p>	<p>道を南方に進み、町道第二福永線に至り、同町道を南東に進み、県道金屋谷江府線に至り、同県道を北東に進み、町道溝口添谷一号线に至り、同町道を南方に進み、自衛隊道路に至り、同道路を南方に進み、町道溝口添谷二号线に至り、同町道を南方に進み、県道金屋谷江府線に至り、同県道を南東に進み県道大滝白水線に至り、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十一年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇五〇 ヘクタール</p>
<p>日野郡日南町茶屋地内の町道細谷線と県道安来伯太日南線との交差点を起点とし、同所から同県道を南東に進み、町道大入大谷線に至り、同町道を西南に進み、日南町笠木大谷部落から同町笠木山裏部落に通ずる大谷越山道に至り、同山道を北西に進み、県道多里伯太線に至り、同県道を南西に進み、日南町笠木谷中部落から広域基幹林道船通山線に通ずる谷中越山道に至り、同山道を北西に進み、広域基幹林道船通山線に至り、同林道を北方に進み、町道細谷</p>	<p>日野郡日南町茶屋地内の町道細谷線と県道安来伯太日南線との交差点を起点とし、同所から同県道を南東に進み、町道大入大谷線に至り、同町道を西南に進み、日南町笠木大谷部落から同町笠木山裏部落に通ずる大谷越山道に至り、同山道を北西に進み、県道多里伯太線に至り、同県道を南西に進み、日南町笠木谷中部落から広域基幹林道船通山線に通ずる谷中越山道に至り、同山道を北西に進み、広域基幹林道船通山線に至り、同林道を北方に進み、町道細谷</p>	<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十一年十月三十一日まで</p>	<p>一、〇五〇 ヘクタール</p>

<p>線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>湯河休 狝区</p> <p>日野郡日南町湯河地内の県道新見多里線と出立山道との交差点を起点とし、同所から同山道を南西及び北西に進み、町道若松線に至り、同町道を北西に進み、日南町新屋中園部落に通ずる山道に至り、同山道を北西に進み、国道百八十三号に至り、同国道を北東に進み、日南町湯河と同町河上との境界に至り、同境界を南東及び南西に進み、稲積山山頂に至り、同所から日南町湯河と同町豊栄との境界を東方及び南方に進み、県道新見多里線に至り、同県道を南西及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
	<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十一年十月三十一日まで</p>
<p>一、一〇〇 ヘクタール</p>	

鳥取県告示第九百四十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	期 間	面 積
<p>大平山 銃猟禁 止区域</p>	<p>倉吉市と東郷町との境界線と県道倉吉青谷線との交差する地点（地赤峠）を起点とし、同所から同境界を北東及び北西に進み、大平山林道に至り、同林道を北方に進み、長谷農道に至り、同農道を南西に進み、鳥取女子短期大学の用水池の南西端に至り、同所から長谷農道に通ずる山根越山道を南方に進み、長谷農道に至り、同所から金比羅院に通ずる谷を南方に進み、金比羅院境内の北西端に至り、同所から同院境内とその西側の畑との境界を南方に進み、農道大平山線に至り、同農道を東方に進み、県道倉吉青谷線に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>昭和五十八年十一月一日から 昭和六十八年十月三十一日まで</p>	<p>二二二 ヘクタール</p>
<p>報国銃 猟禁止</p>	<p>西伯郡中山町報国地内の町道住吉萩原線と開拓道路との交差点を起点</p>	<p>昭和五十八年十一月一日から</p>	<p>九一 ヘクタール</p>

区域	とし、同所から開拓道路を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約七〇メートル進んだ地点より南東に約六〇メートル進み、畑と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地との境界に至り、同境界を東方に約七〇メートル進み、大管別荘分譲地内の道路に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通ずる道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に進み、大管別荘分譲地とその北側の畑との境界に至り、同所から畑と山林との境界の山道を西方に約一〇〇メートル進み、谷間の山道に至り、同山道を北方に約七〇メートル進み、堤の北端に至り、同所から畑と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通ずる農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域
	昭和六十八年十月三十一日まで

鳥取県告示第九百四十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十條の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
三徳山 鳥獣保 護区	東伯郡三朝町大字三徳地内の鼻谷神社の参道と県道鳥取鹿野倉吉線との交差点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、国有林倉吉事業区三徳国有林七林班とその東側の民有林との境界に至り、同境界を南方に進み、同林班ろ小班的南端に至り、同所から尾根づたいに南西に進み、国有林倉吉事業区成谷国有林七林班は小班の北端に至り、同所から同国有林とその東側の民有林との境界を南方に進み、同国有林七林班と同国有林六林班との境界に至り、同境界を南方に進み、国有林倉吉事業区尼子	昭和五十八年十一月一日から 昭和六十八年十月三十一日まで	三七四 ヘクタール

西郷野	
倉吉市下余戸字後山九八一、九	<p>国有林八林班と国有林倉吉事業区成谷国有林六林班との境界に至り、同境界を南東に進み、三徳山三角点（標高九〇〇メートル）に至り、同所から国有林倉吉事業区「尼子国有林八林班」1小班と同林班「2小班」との境界を南東に進み、同林班「1小班」と同林班「ろ小班」との境界に至り、同境界を南東に進み、同林班「1小班」と同林班「ろ小班」との境界に至り、同境界を南方に進み、中国電力貸電線敷イと同林班と小班との境界に至り、同境界を南西に進み、同林班とその南側の民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、神倉越山道に至り、同山道を南西に進み、県道三朝中線に至り、同県道を北西に進み、通称大谷に架かる下小鹿橋に至り、同谷を北東に進み、大石谷山道に至り、同山道を北東に進み、通称本山頭に至り、同所から旗谷頭山道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
昭和五十八年十	
一一	

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】

鳥愛護 林鳥獣 保護区	<p>八一二、九九、一〇一、一〇一 一二、一〇二、一〇八一三、一〇八 一五、一〇八一七及び一〇八一八並 びに同市下余戸字大谷三二七―三及 び三二七―四〇から三二七―四八ま で</p>
一月一日から 昭和六十八年十 月三十一日まで	ヘクタール